

第271回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和4年4月8日(金)
- 2 開催年月日 令和4年5月10日(火) 午後1時30分から午後2時26分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員(7名)

佐藤由也委員、菊池岩男委員、佐井守委員、村山定雄委員、島川良英委員、
佐野賢治委員、伊藤絹子委員

[欠席委員：高橋愛委員、柏真喜子委員、峰岸有紀委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、藤原主任主査、
大内技師、玉山技師

事務局

前川事務局長、日向技術主幹兼事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

岩手県内水面漁業協同組合連合会 五日市周三

一般 岩泉雅樹

報道関係者

河北新報社 横川琴実

5 委員会の議事

第1号議案 北上川本流漁業調整方針等の一部改正について(諮問)

第2号議案 内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の
短縮について(諮問)

第3号議案 中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会
指示について

報告事項 令和3年度漁業権未設定河川への魚類放流実績について

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第271回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、それぞれ大変お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、岩手県農林水産部の藤代部長を始め、県の方々にも御出席をいた

だきありがとうございます。御苦労様でございます。

さて、本日でございますが、議案3件と報告事項1件を予定してございます。御審議いただく議案につきましては、「北上川本流漁業調整方針等の一部改正」と、これに関連しまして、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮」についての県からの諮問でございます。それから毎年、盛岡市と釜石市からの要望に基づいて発動しております、「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」についてでございます。

本日はよろしく御審議のほど、お願い申し上げまして、簡単ではございますが開会の御挨拶といたします。よろしくお願ひします。

前川事務局長

どうもありがとうございました。

次に、本日、御臨席いただいております岩手県農林水産部の藤代部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

藤代農林水産部長

あらためて御挨拶をさせていただきます。4月から農林水産部長を務めております藤代と申します。

簡単に、初めてでございますので自己紹介をさせていただきますと、私は農業系の技術者でございまして、これまで農業系の方で仕事をしてまいりました。

恥ずかしながら、今、水産の方もちょっと勉強させていただきながら、取り組んでいますので、よろしくお願ひいたします。それでは、御挨拶をさせていただきます。

まずもって、佐藤会長を始め、委員の皆様におかれましては、日頃から本県の内水面漁業の振興に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げるところでございます。ありがとうございます。

また、皆さん、ニュース等で御承知のことと思っておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の関係でございますが、先週まで県内でも毎日100を超える陽性者の方の確認という状況が続いておりましたが、幾分減少傾向に転じていたところはあったのですが、今週に入りまして、またちょっと増加になってきたという形で、若干、ゴールデンウィークの人出の分もあって、しばらく増える傾向もあるかと思っておりますけれども、引き続き基本的な感染防止対策の御理解、御協力の方をお願い申し上げるところでございます。

本県の内水面漁業は、水産物の供給はもとより、漁場環境の保全、管理等を通じまして、釣りや川遊び等の自然と親しむ機会の提供など、豊かな県民生活の形成に大きく寄与しているところでございます。

このため、県では令和7年度を目標年度といたします第2期岩手県内水面漁業振興計画に基づきまして、内水面水産資源の回復に関する取組ですとか、漁場環境の再生に関する取組などを推進しているところでございます。

特に、近年、台風あるいは大雨といった豪雨等の気象災害によりまして、河川環境が大きく変化していることから、河川改修等の災害復旧対策を推進するとともに、内水面漁協や遊漁団体等と連携しながら、あゆやさくらますの資源造成、かわうの食害防止対策などを進めているところでございます。

本日の委員会におきましては、先ほど会長の御挨拶にありましておおり、北上川本流漁業調整方針等の一部改正など3つの議案について御審議をいただくということでございます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には忌憚のない御意見、あるいは御指導等をお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶というふうにさせていただきます。今日はよろしく願いいたします。

前川事務局長

ありがとうございました。次に、本日は令和4年度に入りまして最初の委員会となりますので、議事に入ります前に4月1日付で人事異動となった職員の紹介をさせていただきます。異動者名簿は、会議次第の次にございますので、御覧ください。

最初に、知事部局職員につきまして、森山水産担当技監心得から紹介をお願いいたします。

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長

それでは、この度の定期人事異動で異動いたしました職員につきまして、お手元の名簿で御紹介させていただきます。

(名簿により紹介)

知事部局職員につきましては、以上でございます。

前川事務局長

ありがとうございました。続きまして、海区漁業調整委員会事務局の職員について、私から紹介いたします。

(名簿により紹介)

異動職員の紹介につきましては、以上でございます。

なお、先ほど御挨拶をいただきました藤代農林水産部長におかれましては、業務都合により、ここで御退席されます。藤代部長、大変ありがとうございました。

藤代農林水産部長

すみません。ここでちょっと失礼させていただきます。よろしく願いいたします。

[藤代農林水産部長 退席]

前川事務局長

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

佐藤会長

それでは早速議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、高橋愛委員、柏眞喜子委員、峰岸有紀委員、以上の3名が欠席でございます。また、

佐井守委員からは若干遅れるという連絡が入っております。したがって、6名が出席してございますので、本日の会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員として、島川良英委員と村山定雄委員をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、第1号議案「北上川本流漁業調整方針等の一部改正について（諮問）」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。

第1号議案「北上川本流漁業調整方針等の一部改正について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、北上川本流漁業調整方針等にかかる採捕実績報告の提出方法を改正することについて、当委員会の意見を求められているものでございます。

諮問のございました北上川本流漁業調整方針等につきましては、漁業権が設定されていない北上川本流について、水産動物の採捕の許可等に制限をかけながら漁場を管理していくために、県が制定しているものでございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページを御覧願います。令和4年4月21日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しになります。本文の下の「記」におきまして、改正理由として「採捕実績の報告について、提出方法を整理し、申請者及び市町村の負担軽減を図るため。」であることが記載されております。

なお、改正内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは、御説明いたします。初めに資料の9ページを御覧ください。以降は着席にて説明させていただきます。

岩手県漁業調整規則の関係条文の抜粋でございます。今回、改正しようとする北上川本流漁業調整方針等は、北上川本流における刺し網許可及び小型定置網許可について規定しているものですが、これらの許可については、申請者の住所地が北上川流域の市町村となるため、岩手県漁業調整規則第2条第1項の規定により、申請書を提出する際は市町村長を経由して知事へ提出することとされています。

今回の北上川本流漁業調整方針等の一部改正は、北上川本流における刺し網許可及び小型定置網許可の実績報告の提出方法を整理し、申請者及び市町村の事務負担軽減を図ろうとするものです。

資料の7ページを御覧ください。北上川本流漁業調整方針等の一部改正の概要について、説明させていただきます。なお、今回一部改正する許可方針は2つあり、小型定置網許可方針及び刺し網許可方針となります。

初めに、小型定置網許可方針の改正の概要を御説明します。この方針は、北上川における小型定置網の採捕の許可のうち、かにの採捕を目的とする許可について定めているものです。

改正箇所は、方針の第8で許可申請の必要書類を規定している部分と第9で採捕実績報告について規定している部分でございます。今回の改正は、第8に規定されている許可申請の必要書類に前漁期の操業実績報告書を追加し、代わりに第9に規定されている採捕実績報告の規定を削除するものです。

この改正により、改正前には、許可期間終了後の12月31日までに採捕実績の報告が必要だったものが、改正後は、次回の許可申請に報告書を添付することとなり、申請者と市町村の事務負担軽減につながるものでございます。

続いて、刺し網許可方針の改正の概要を説明します。この方針は、北上川における刺し網の採捕の許可について定めているものです。先ほどの小型定置網許可方針と同様、改正箇所は方針の第8で許可申請の必要書類を規定している部分と第9で採捕実績報告について規定している部分です。

改正内容についても小型定置網許可方針と同様で、改正前には許可期間終了後の5月31日までに採捕実績の報告が必要だったものが、改正後は次回の許可申請に報告書を添付することとなり、申請者と市町村の事務負担軽減につながるものです。

なお、今回の改正の日は、本日諮問させていただいた内容について、異議ない旨の答申をいただいた日とさせていただきます。

8ページには、先ほど説明した改正を新旧対照表で示しており、下線部分が改正箇所となっております。また、2ページから6ページにかけては、改正を反映した溶け込み版を添付しております。

以上が、北上川本流漁業調整方針等の一部改正の説明となります。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県の方から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(「はい」の声)

佐藤会長

御意見がないようでございますので、第1号議案についてお諮りをいたします。

第1号議案「北上川本流漁業調整方針等の一部改正について」、異議ない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

佐藤会長

次に、第2号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について（諮問）」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業権が設定されていない北上川本流域において適正な漁場管理を行うため、小型定置網（たが網を含む。）及び刺し網（複合式刺し網を除く。）による採捕の許可の有効期間を短縮することについて、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第32条第5項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します岩手県漁業調整規則の内容について御説明しますので、2ページを御覧願います。規則の抜粋になりますが、申請の対象となる水産動物の採捕の許可は、第32条第1項に規定されております漁具又は漁法のうち、第2号小型定置網（たが網を含む。）と第3号刺し網（複合式刺し網を除く。）でございます。

次に、採捕の許可の有効期間につきましては、同条第5項において3年と定められておりますが、ただし書きとして、「漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。」と規定されておまして、今回の知事からの諮問は、この規定に基づくものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和4年4月21日付けで知事から当委員会の会長あてに提出された諮問書の写しでございます。標題は、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について（諮問）」。本文の読み上げは省略させていただきますが、内容につきましては、「記」以下の1に記載されているとおり、許可の有効期間を小型定置網につきましては許可の日から令和4年11月30日まで、刺し網につきましては許可の日から令和5年4月30日までと規則で定められている原則3年の有効期間を1年未満に短縮する内容となっております。

なお、有効期間を短縮する理由等を含めて申請内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、諮問させていただきます。

資料2ページを御覧ください。漁業権の設定されていない北上川本流において、小型定置網等により水産動物を採捕する場合には、岩手県漁業調整規則第32条第1項により「知事の許可を受けなければならない。」とされています。また、先ほどの御説明のとおり同条第5項では、その許可の有効期間は3年とされております。

一方で、北上川本流には漁業権が設定されておらず、稚魚放流などの増殖行為が行われていないため、増殖行為が行われている河川に比べて遊漁による漁獲圧や自然環境の変化による水産資源の枯渇が懸念されるところです。

よって、水産資源の枯渇を未然に防ぐためには、漁場利用の実態や資源動向などを3年といわず年度毎にきめ細かく把握し、毎年度の許可事務へ反映するなど、適正な漁場管理につなげる必要があります。

そのため、今回の諮問では、規則第32条第5項のただし書きを適用して、知事許可の有効期間を通常3年のところ、1年未満に短縮しようとするものです。

以上が諮問の内容となります。よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県の方から説明がございましたが、これらについて委員の皆様から御意見、御質問等があれば、お願いいたします。

佐藤会長

ございませんか。

佐藤会長

御意見がないようでございますので、第2号議案についてお諮りいたします。第2号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、異議ない旨、答申することに賛成の方々の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案終了

佐藤会長

次に、第3号議案「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

加賀主任主査

それでは、事務局から御説明いたします。失礼ですが、座って御説明いたします。

第3号議案「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指

示について」。要旨、漁業権が設定されていない中津川及び米内川並びに甲子川において、盛岡市が放流するあゆ及びやまめ並びに釜石市が放流するあゆ、やまめ及びいわなの育成保護を図るとともに、遊漁の秩序を維持するため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、魚類の採捕に関し、制限する委員会指示を発動しようとするものでございます。

それでは最初に、本議案に関連する岩手県漁業調整規則の内容について御説明いたしますので、10ページを御覧願います。第39条に各魚種の採捕禁止期間等が定められておりまして、あゆは1月1日から6月30日まで、いわなは10月1日から翌年の2月末日まで、さくらますは7月1日から翌年の2月末日まで、やまめは10月1日から翌年の2月末日までが採捕禁止期間となっております。

また、第38条では採捕禁止区域等が定められておりまして、中津川では、「中津川と北上川との合流点から盛岡市地内の下の橋上流端までの間の水面」が採捕禁止区域となっております。

なお、この中津川での採捕禁止区域に関しては、2行目以降のただし書きの所で、「ただし、第3号に掲げる河川」、中津川はここに含まれるわけですが、その「河川の区域内における餌釣り、擬餌釣り、友釣り又は9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛けによる採捕については、この限りでない。」とされ、これらの漁法による採捕は規制の適用を受けないものとされております。

次に、本議案に関連する当委員会の内規である取扱要領について御説明いたします。13ページを御覧願います。魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領として内規を定めておりまして、ポイントに下線を引いております。

まず、1の趣旨の中で、「第五種共同漁業権が設定されていない河川において、自治体や任意の団体等が魚資源の保護及び増殖、河川環境の保全並びに住民等に対するレクリエーションの場の提供などを目的に稚魚等を放流する場合において、当該河川における魚類の採捕に関して禁止又は制限する当委員会の指示については、漁業法等の定めによるほか、この要領により取り扱う。」としておりまして、その下の2で次の各号の要件のすべてを満たす場合に限り発動するとして、委員会指示の発動要件を整理してございます。

その要件として、(1)で「指示の発動を要望する区域をその一部の区域とする市町村からの要望があること。」、(2)でその区域は「第五種共同漁業権が設定されていない内水面の区域であること。」、(3)では漁場管理の要件として「次のことについて実施する計画があること。」とし、アとして「委員会指示により採捕を禁止又は制限しようとする魚類の稚魚等の放流並びにその保護及び増殖を図るための河川環境の保全の取組みを実施すること。」、この場合の「稚魚等の放流の数量」については、「別に定める数量を下回らないもの。」として、14ページに「参考」として、その「別に定める数量」を表にしております。御覧のとおり、盛岡市から要望のある「中津川及び米

内川」に関しては、あゆが150キログラム、やまめが40キログラム、釜石市から要望のある「甲子川」に関しては、あゆが200キログラム、やまめが20キログラム、いわなが10キログラムとなっております。

13ページの下にお戻りいただきまして、この放流に関しましては、2の(3)のAの下から2行目のところで「管内の任意の団体等の協力によって、当該数量の放流を確実に実施できる場合には、その放流をもって市町村の放流とみなすことができる。」という取扱いにしております。

14ページを御覧ください。もう1つの漁場管理の要件として、イで「住民等に対して委員会指示を周知するとともに、その遵守状況の把握とトラブルの防止に努めること。」となっております。

中津川及び米内川並びに甲子川における魚類の採捕に関し、制限する委員会指示につきましては、盛岡市と釜石市からの要望に対応し、これまでも継続して発動しておりますが、この度、令和4年の委員会指示の発動に関し、両市から要望書が提出されておりますので、次に、その内容について御説明いたします。

15ページを御覧願います。これは、令和4年4月5日付けで盛岡市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。具体的な内容については、次の16ページを御覧願います。1の要望理由の所には、「市民遊漁の川として親しまれている中津川及び米内川を今後も維持するためには、稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖等に努めるとともに、河川環境の保護を図る必要がある。このことから、秩序ある遊漁を行うことにより魚類の育成保護を図るため、委員会指示を受けたく要望するものである。」と、前年の要望書と同様の内容が記載されております。

次に、2の要望の内容として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、Aの区域とIの区域に分けて表に整理されております。Aの区域は「下の橋上流端から中津川と米内川との合流点までの中津川本流及び合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域」、Iの区域は「中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川本流の区域」で、これも前年と同様の区域となっております。

このAの区域とIの区域について地図上に示した資料がございますので、7ページを御覧願います。この地図の紫色で塗られている範囲が要望書に記載されておりますAの区域でございます。一方、地図の左下に緑色で塗られている範囲がIの区域でございます。

次に、Aの区域とIの区域における採捕禁止期間について御説明いたしますので、16ページにお戻り願います。最初に、Aの区域についてですが、あゆの餌釣りは令和4年7月1日から同年12月31日まで、あゆのがら掛けは令和4年7月1日から同年9月9日まで及び令和4年10月11日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和4年7月1日から同年7月2日まで、さくらますを除くその他の魚種の流し毛ばり釣りは、令和4年6月1日から同年7月2日までが、それぞれ採捕禁止期間とされております。

次に、イの区域については、あゆの餌釣りは令和4年7月1日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和4年7月1日から同年7月2日まで、さくらますを除くその他の魚種の流し毛ばり釣りは令和4年6月1日から同年7月2日までが、それぞれ採捕禁止期間とされております。

続きまして、規制の必要性についてですが、次の17ページを御覧願います。規制の必要性として、前年と同様に、乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。

次に、4として放流計画が記載されておまして、あゆの稚魚については、5月に約1万8,000尾、145キログラム、6月に約3,600尾、145キログラムを中津川の中津川橋下流から中の橋下流の区域に、また、やまめの稚魚については、5月に約8,500尾、40キログラムを外山川と米内川の合流点下流から上の橋下流の区域に放流する計画とされております。

次に、18ページを御覧願います。5の漁場管理につきましても、前年と同様に立て札の設置、盛岡市が依頼して河川の監視を行っている魚族監視人による巡視、河川清掃の実施が計画されております。なお、稚魚放流や魚族監視員の経費については盛岡市で予算措置済みである旨を確認しております。

その下の6には、前年度の実績として(1)の表に種苗放流等の実績、(2)の表に漁場管理等の実績が、それぞれ記載されております。

また、7のその他には、今年の計画として初心者向けのあゆ釣り教室を7月の第1日曜日に当たる7月3日に、中津川与の字橋から毘沙門橋までの区間において実施予定であること等が記載されてございます。以上が、盛岡市からの要望でございます。

次に、釜石市からの要望について、御説明いたします。19ページを御覧願います。これは、令和4年3月15日付けで釜石市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。

具体的な内容につきましては、次の20ページを御覧願います。1の要望理由には、「甲子川を市民のレクリエーションの場とし、誰もが自由に遊漁を楽しめる川にするためには、各種稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖、保護に努めるとともに、河川環境の保護を図っていくことが重要である。また、それと同時に甲子川をいつまでも良い状態で残していくためには、自然保護の精神に基づいた秩序ある遊漁を推進していくことも必要であり、そのためには漁場利用における制限を設定する必要がある。そこで、岩手県漁業調整規則を遵守しながら、今以上に甲子川の自然を守っていくために、委員会指示を要望するものである。」と、前年の要望書と同様の内容が記載されております。

次に、2の要望の内容として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、(a)の区域と(b)の区域に分けて表に整理されております。(a)の区域は「矢の浦橋上流端から五の橋下流端までの区域」、(b)の区域は「五の橋下流端から枯松沢との合流点までの区域」とされております。

この(a)の区域と(b)の区域についても、地図上に示した資料がございますので、8ページを御覧願います。この地図の右側の所の紫色で塗られている範囲が、要望書に記載されております(a)の区域でございます。一方、(b)の区域は緑色に塗られている広い範囲の部分でございます。

次に、(a)の区域と(b)の区域における採捕禁止期間について御説明いたします。もう一度、20ページにお戻り願います。

最初に、2の(1)、(a)の区域についてですが、あゆの餌釣り又はがら掛けは令和4年7月1日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和4年7月1日から同年7月2日まで及び令和4年9月15日から同年12月31日まで、さくらますの餌釣り又は擬餌釣りは令和4年6月1日から同年6月30日まで、その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣りは令和4年6月1日から同年7月2日までの期間が、それぞれ採捕禁止期間となっております。

次に、(b)の区域については、あゆの餌釣り又はがら掛けは令和4年7月1日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和4年7月1日から同年7月2日まで、さくらますの餌釣り又は擬餌釣りは令和4年6月1日から同年6月30日まで、その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣りは令和4年6月1日から同年7月2日までの期間が、それぞれ採捕禁止期間となっております。

続きまして、3の規制の必要性についてですが、前年と同様に、乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。

次に、21ページを御覧願います。4として放流計画が記載されておまして、あゆの稚魚300キログラムを新開橋上流から砂子渡橋下流までの区域に5月に放流、やまめの稚魚25キログラムを鈴子町JR鉄橋上流から愛染橋下流までの区域、いわなの稚魚15キログラムを不動橋上流から愛染橋下流までの区域に、それぞれ6月に放流する計画とされております。

この稚魚放流につきましては、管内の釣り団体等の協力によって実施される計画でございます。その協力団体である甲子川鮎釣協力会の総会資料の抜粋を22ページから28ページに添付してございます。細かい説明は省略させていただきますが、釜石市長も当該団体の役員に就いておられますし、また、事務局は釜石市役所の水産課が担っており、これまでも市との強い連携の下で稚魚放流等を行ってきた経過がございます。今年も稚魚放流や啓発普及活動等を行う計画とされております。

次に、21ページに戻っていただき、5の漁場管理についてでございます。遊漁方法や遊漁期間に関する制限について、市の広報誌に掲載して市民に周知することや、資源保護及び遊漁マナーの向上のためポスターの掲示を行うこと、甲子川漁業監視員による巡視、河川清掃の実施等が計画されております。

次に、29ページを御覧願います。前年度の稚魚等の放流実績が記載されております。釜石市のほか、甲子川鮎釣協力会の協力も得ながら、あゆ等の種苗放流が計画どおり実

施されております。

次に、30ページを御覧願います。前年度の漁場管理の実績が記載されております。稚魚の放流のほか、河川敷のゴミ拾い、資源保護及び遊漁マナーの向上を目的としたポスターの掲示、漁業監視員による巡視などが実施されております。以上が、釜石市からの要望でございます。

続きまして、盛岡市及び釜石市からの要望が、前段で御説明しました当委員会の内規である魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領で規定する委員会指示発動要件を満たすものであるかどうかを、31ページの表に整理してございますので御覧願います。委員会指示を発動する要件を、表の左側に（1）要望、（2）区域、（3）漁場管理の3つに区分して記載しておりまして、それぞれについて盛岡市からの要望を表の中央に、釜石市からの要望を表の右側に整理しております。

盛岡市及び釜石市からの要望につきましては、先ほどの説明と同じ内容ですので省略させていただきますが、その内容は委員会指示を発動する要件を満たしているものと判断されますことから、事務局といたしましては、これまでと同様に「魚類の採捕に関し、制限する委員会指示」を発動することが適当であると考えております。

委員会指示の内容につきましては、1ページ及び2ページに示しておりますので、1ページにお戻り願います。指示案でございます。冒頭部分について読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次の河川における魚類の採捕に関し、次のとおり制限する。ただし、知事の許可を受けた者が行う試験研究等については、この限りでない。この場合において、当該知事の許可を受けた者は、当該試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その旨を岩手県内水面漁場管理委員会に報告しなければならない。

日付けにつきましては、本日、御承認いただければ、5月20日を予定しております。会長名でお出しします。以下の委員会指示の内容につきましては、先ほど御説明いたしました内容と同じですので、読み上げは省略させていただきます。

続きまして、3ページから4ページを御覧願います。左側に令和3年委員会指示を、その右側に令和4年委員会指示（案）を示した新旧対照表でございます。変更となる箇所を下線を引いております。また、一番右側に変更の理由等を記載しております。

次に、5ページを御覧願います。委員会指示が発動された際の状態について、5ページに中津川及び米内川、6ページに甲子川における水産動物の採捕について、県漁業調整規則による規制と当該委員会指示による規制について整理しております。

5ページの中津川及び米内川について、魚種別、漁具又は漁法別に採捕禁止期間を示しておりまして、グレーの箇所は県漁業調整規則による禁止、黒色の箇所が委員会指示による禁止、色付けしていない箇所が採捕できる期間を表しております。同様に、甲子川については、次の6ページに示しております。

以上で、第3号議案の内容について御説明を終わらせていただきます。

なお、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議する関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。よろしく御審議のほど、お願いいたします。以上です。

佐藤会長

ただ今、第3号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(伊藤委員、挙手)

佐藤会長

はい、伊藤委員どうぞ。

伊藤委員

ちょっと教えていただきたいことなのですが、これらの河川では、天然魚というか、天然のあゆとか、そういった放流も何もしない天然で育っているような魚類は結構多いのでしょうか。それとも放流しないともうほとんどここでは漁獲できないような河川なのでしょうか。ちょっと直接は関係ないのですが、情報として教えていただきたいと思ひまして、質問いたしました。

加賀主任主査

私も釜石に住んでおりましたけれども、具体的、定量的なお話はできないのですが、様々な魚がいることはそのとおりなのですが、今回は、甲子川をあゆの住む、釜石市の川としていきたいということで、これまでと同様に出されている要望で、自然の魚もいると認識しております。

伊藤委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

佐藤会長

はい、その他ございませんか。

佐藤会長

ないようでございますので、御意見がなければ、第3号議案についてお諮りをいたします。第3号議案「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第3号議案終了

佐藤会長

本日の議案については、以上でございます。引き続き、報告事項に入ります。報告事項の「令和3年度漁業権未設定河川への魚類放流実績について」、県の方から御説明をお願いいたします。

太田漁業調整課長

それでは、御説明させていただきます。資料については、お手元の緑色の報告事項という表紙の付いている資料を御覧いただきたいと思います。

県では、利用実態の情報が少ない漁業権未設定の河川及び湖沼について、放流状況等の水面利用の状況を把握し、適切な利用を促進するため、関係者に対して毎年調査を実施しており、今回、その調査結果を報告するものでございます。資料の1ページを御覧ください。

1の釣り大会等の短期的に漁場を利用するものについて、花巻市では葛丸川淡水魚愛護組合が葛丸川へやまめの放流を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止されました。

続いて、2の種苗を放流し長期に漁場を利用するものについて、洋野町では大野自然を守る会が有家川と高家川へ6月にやまめといわなを放流しております。宮古市では八木沢川を守り育てる会が八木沢川へやまめといわなの放流を計画していましたが、河川工事のため中止されました。盛岡市では市が中津川、米内川へ5月にあゆとやまめを放流しております。花巻市では葛丸川淡水魚愛護組合が葛丸川へ6月にやまめを放流しました。一関市ではモクズガニ研究会が計画していたもくずがにの放流は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止されました。内陸5市町では日本へら鮎釣研究会岩手地区が11月にへらぶなを放流しております。

続きまして、2ページを御覧ください。先ほどの続きでございますが、釜石市では甲子川鮎釣協力会、釜石市及び釜石大槌地区行政事務組合が甲子川へ5月と6月にあゆ、やまめ及びいわなを放流しました。また、釜石市は片岸川と熊野川へも5月にやまめといわなを放流しています。

3の前年度との比較について、釣り大会等の短期的漁場利用では、例年、花巻市の葛丸川でやまめの放流が行われておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度に引き続き令和3年度も中止となっております。また、種苗放流による長期的漁場利用では、例年、一関市の御滝川でもくずがにの放流が行われておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度に引き続き令和3年度も中止されております。また、例年、宮古市の八木沢川でやまめ、いわなの放流が行われておりましたが、令和3年度は河川工事のため中止されました。以上で報告を終わります。

佐藤会長

ただ今の「令和3年度における漁業権未設定河川への魚類放流実績について」、県の方から御説明がございましたが、これについて委員の皆様方から御質問があれば、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

佐藤会長

御意見がないようでございますので、その他に移ります。

報告終了

佐藤会長

その他に入りますが、委員の皆様方から、その他、何かございませんか。

佐藤会長

ございません。県の方から何かございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

佐藤会長

事務局からは、何か。

前川事務局長

それでは、事務局から次回の委員会等について、御連絡をいたします。

次回、第272回の委員会につきましては、急な案件がない限り、年明けの開催となる見込みでございます。また、前回の委員会において、委員から御意見、御提案ございました情報交換会のような場につきましては、冒頭、農林水産部長の御挨拶にもありましたように、まだ新型コロナウイルスの新規感染者が高止まりしている状況もございますので、すぐすぐには実施できないと思っておりますが、状況が改善いたしましたら実施したいと考えておりますので、もし委員の皆様の中で情報交換したいテーマですとか、こういう情報であれば皆様に御紹介できますというものがございましたら、事務局にお知らせいただけましたら、大変助かるものと思っております。

今後の委員会等の開催時期等につきましては、いつもと同じように文書にて御案内をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。事務局からは以上でございます。

佐藤会長

それでは、これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。大変御苦勞様でございました。

終了（午後2時26分）
